

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第44号 宇治市デイホーム条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康生きがい課）…2
- 規則第45号 宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康生きがい課）…2

告 示

- 告示第45号 宇治市老人福祉シルバーホン設置事業運営要綱の一部を改正する要綱……………（健康生きがい課）…3
- 告示第53号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱……………（健康生きがい課）…4
- 告示第86号 「地縁による団体」の告示事項の変更……………（文化自治振興課）…4
- 告示第87号 放置自動車等の廃物認定……………（道路建設課）…4
- 告示第88号 収納の事務の委託……………（商工観光課）…4
- 告示第89号 指定代理納付者の指定……………（商工観光課）…4

規則

宇治市デイホーム条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第44号

宇治市デイホーム条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市デイホーム条例施行規則（平成7年宇治市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（使用資格者）」に改め、同条中「利用する」を「使用する」に改める。

第4条の見出しを「（使用の申請）」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「申請し、宇治市デイホーム利用証（別記様式第2号）の交付を受けるものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第2項中「利用」を「使用」に、「受付」を「、これを受付」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用の許可の申請は、当該提示をした時にあつたものとみなす。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、宇治市デイホーム利用証（別記様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

第6条を第7条とし、第5条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第6条 条例第11条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にデイホームの管理を行わせる場合における第4条及び別記様式の規定の適用は、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「宇治市長」とあるのは「宇治市デイホーム指定管理者」と、別記様式第2号中「デイホームの職員」とあるのは「指定管理者」とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（使用の許可）

第5条 前条第2項の規定により利用証の交付を受けた者に係るデイホームの使用の許可は、当該利用証が受付に提示された時にあつたものとみなす。

別記様式第2号中「関係」を「、第5条関係」に、「電話」を「電話番号」に、「～ 1月4日」を「から1月4日まで」に、「～ 12月31日」を「から12月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宇治市デイホーム条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により申請され、又は交付されているこの規則の施行の日以後におけるデイホームの使用に係る様式書類は、改正後の宇治市デイホーム条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なおお分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第45号

宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成5年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（個人使用の申請）」に改め、同条第1項中「申請し、宇治市地域福祉センター利用証（別記様式第2号）の交付を受けるものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第2項中「使用」を「設備の使用」に、「受付」を「、これを受付」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用の許可の申請は、当該提示をした時にあつたものとみなす。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、宇治市地域福祉センター利用証（別記様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

第9条を第11条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 条例第10条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条、第6条から第8条まで及び別記様式の規定の適用は、第4条及び第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「宇治市長」とあるのは「宇治市地域福祉センター指定管理者」と、別記様式第2号中「センターの職員」とあるのは「指定管理者」とする。

第7条第1項中「の規定により使用の許可」を「に規定する許可証の交付」に、「を速やかに」を「により速やかに」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項中「、適当」を「、適当である」に改め、同条を第8条とし、第6条第1項中「、適当」を「、適当である」に改め、同条第2項中「使用の際、受付」を「使用の際、これを受付」に改め、同条を第7条とし、第5条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項本文中「申請書の提出」を「規定による申請」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（個人使用の許可）

第5条 前条第2項の規定により利用証の交付を受けた者に係る設備の使用の許可は、当該利用証が受付に提示された時にあつたものとみなす。

別記様式第2号中「関係」を「、第5条関係」に、「電話」を「電話番号」に、「おねがい」を「お願い」に、「～1月4日」を「から1月4日まで」に、「～12月31日」を「から12月31日まで」に改める。

別記様式第3号中「第5条」を「第6条」に、「様」を「宛て」に改める。

別記様式第4号中「第6条」を「第7条、第8条」に、「上記のとおり」を「宇治市地域福祉センター条例第3条第1項の規定により」に改める。

別記様式第5号中「第7条」を「第8条」に、「～ 時 分」を「から 時 分まで」に、「使用施設」を「使用設備」に、「様」を「宛て」に改める。

別記様式第6号中「第7条」を「第8条」に、「～ 時 分」を「から 時 分まで」に、「使用施設」を「使用設備」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の宇治市地域福祉センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後におけるセンターの設備の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市地域福祉センター条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なおお分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第45号

宇治市老人福祉シルバーホン設置事業運営要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市老人福祉シルバーホン設置事業運営要綱の一部を改正する要綱

宇治市老人福祉シルバーホン設置事業運営要綱（昭和62年宇治市告示第85号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市緊急通報装置設置要綱

第1条を次のように改める。

（設置及び目的）

第1条 この要綱は、低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる者に対し、緊急通報装置（以下「シルバーホン」という。）を設置し、家庭内の事故等に迅速に対応できる体制を整備することにより、高齢者の地域における自立した生活の継続を支援し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 シルバーホンの設置を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する65歳以上の者とする。

- (1) 心身の状態から安否の確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要であると認められる者
- (2) 本市に住所を有する者
- (3) 現に電話が設置されている者
- (4) 所得税が非課税である者（本人及びその属する世帯の主たる生計維持者の所得税が非課税である場合を含む。）
- (5) 居宅において日常生活を営む者で、次のいずれかに該当するもの

ア 一人暮らしで生計を維持している者

イ 未成年者又は次に掲げる障害者のみと同居している者

- (7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級である者
- (イ) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数がおおむね35以下と判定された者

- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保

健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級である者

第2条第2項中「必要」を「必要である」に改める。

第3条中「、宇治市老人福祉シルバーホン設置申請書」を「、宇治市緊急通報装置（シルバーホン）設置申請書」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改める。

第4条中「、宇治市老人福祉シルバーホン設置決定（却下）通知書」を「、宇治市緊急通報装置（シルバーホン）設置決定（却下）通知書」に改め、「当該」を削る。

第7条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「、第3条の規定」を「、対象者」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「又は」を「、若しくは」に改める。

第8条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第2条の規定」を「対象者」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

宇治市緊急通報装置（シルバーホン）設置申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名

宇治市緊急通報装置設置要綱第3条の規定により、緊急通報装置の設置を申請します。

生 年 月 日				
電 話 番 号				
所得税課税状況	課税・非課税			
生活保護受給状況	受給している・受給していない			
同 居 家 族	氏名	続柄	生年月日	備考
設置を希望する理由				
備 考				

別記様式第2号（第4条関係）

宇治市緊急通報装置（シルバーホン）設置決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

宇治市長

印

年 月 日付けで申請のあった緊急通報装置の設置について、宇治市緊急通報装置設置要綱第4条の規定により次のとおり（決定・却下）しましたので、同条の規定により通知します。

- 1 決定 次のとおり、緊急通報装置を設置します。

設置工事日 年 月 日

電話番号

遵守事項

- 2 却下 次の理由により、緊急通報装置を設置することができません。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宇治市老人福祉シルバーホン設置事業運営要綱の規定により提出され、又は通知されているこの要綱の施行の日以後におけるシルバーホンの設置に係る様式書類は、改正後の宇治市緊急通報装置設置要綱の規定により申請され、又は通知されたものとみなす。

(揭示済)

宇治市告示第53号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年宇治市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号アに次のように加える。

(ハ) 訪問型移乗介助移動支援サービス

第11条第4項中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に、「もの」を「もの（次項に規定する者を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1号被保険者である居宅要支援被保険者及び事業対象者であつて、法第59条の2第2項に規定する介護保険法施行令で定める額を超える同令で定める額以上の所得を有するものに係る第3項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

附則第2項中「者に」を「者（以下「みなし指定事業者」という。）に」に改め、附則に次の1項を加える。

(指定事業者の指定の有効期間の特例)

- 3 前項の規定の適用を受けたみなし指定事業者が法第115条の45の6第1項に規定する指定の更新に係る申請を初めて行う場合における第9条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号中「当該指定訪問介護」とあるのは「平成30年4月1日から現に受けている当該指定訪問介護」と、「有効期間」とあるのは「有効期間の満了日（当該満了日が平成31年3月31日までの日である場合にあっては、当該満了日の翌日から起算して6年を経過する日）まで」と、同条第2号中「当該指定通所介護」とあるのは「平成30年4月1日から現に受けている当該指定通所介護」と、「有効期間」とあるのは「有効期間の満了日（当該満了日が平成31年3月31日までの日である場合にあっては、当該満了日の翌日から起算して6年を経過する日）まで」とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第86号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、広芝第十町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

平成30年6月22日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

平成30年4月22日

宇治市告示第87号

放置自動車等の廃物認定について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第14条第2項の規定により廃物の認定をしたので、同条第3項の規定により告示します。

平成30年6月22日

宇治市長 山本 正

車種	塗色	自動車登録番号等 （車台番号）	放置場所
スズキ エブリイ	白色	京都480 け4083 (DE51V-8321 20)	宇治市志津川東詰 10-1、10-4 地先（池ノ尾川）

宇治市告示第88号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第5号の規定により、自治体向けクラウドファンディングに係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年6月22日

宇治市長 山本 正

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社マクアケ
東京都渋谷区道玄坂1-12-1
- 2 委託事務
自治体向けクラウドファンディングに係る寄附金の収納
- 3 委託期間
平成30年5月25日から平成31年3月31日まで

宇治市告示第89号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

平成30年6月22日

宇治市長 山本 正

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される自治体向けクラウドファンディングに係る寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年6月8日から平成31年3月31日まで

